令和4年度

第5回定例農業委員会会議録

令和 4 年 8 月 19 日 開催 令和 4 年 8 月 19 日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第5回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第9号

令和4年度 第5回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和 4年8月12日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和 4年8月12日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和 4年8月19日 午後 1時30分

閉会 令和 4年8月19日 午後 3時20分 (会期1日)

第1日目(8月19日) 出席委員 17 名

中添 文彦 1番 8番 笹川 武義 15 番 滝川 廣男 2番 谷本 利信 9番 井脇 弘幸 渡辺 玲子 16 番 3番 三好 直樹 10番 長尾 清 17番 大野 政則 國重 義廣 11番 川西 正廣 18番 藤重 英子 4番 藤滝 健造 丸尾 説男 12 番 19 番

13番 三好 満

7番 佐藤 裕子 14番 三好 光春

農地利用最適化推進委員 15 名参加

、 陶 大芝 博信、 陶 福家 棟貴、 陶 原 拓也

滝宮1 津村 剛志、 滝宮2 松内 利和、 羽床1 宮本 清信、 羽床2 楠原 徳大

粉所 石丸 勝彦、 西分 岡田 行夫、 山田1 山口 守

山田 2 橋川 正廣、 山田 3 長川 富雄、 羽床上 泉谷 幸一、

議事録署名委員 14番 三好 光春 委員、 15番 滝川 廣男 委員

欠席 5番 森 健人 委員、6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起

傍聴人 0 人

議事日程

令和 4年8月19日

第1	会期の決定について	
第 2	議事録署名委員の指名について	
第 3	議案第1号	農地法第3条(農業委員会)について
第 4	議案第2号	農地法第4条(県知事)について
第 5	議案第3号	農地法第5条(県知事)について
第6	議案第4号	基盤強化法第 19 条(農用地利用集積計画の公告)について
第7	議案第5号	農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
第8	議案第6号	綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
第 9	報告第1号	農地法第 18 条(通知)について

令和 4 年 8 月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和4年度第5回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5番 森健人委員、6番 福家範行委員、の2名です。よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、14番 三好光春委員、15番 滝川廣男委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は6件です。

議案第1号-1

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 500,000 円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲受人は申請地近隣に居住し、漆芸作家の傍ら農作業にも従事

し、譲渡人の了解を得て、申請地を耕作しておりましたが、アトリエとなる物件と自己所有 の農地取得を、労働力不足に伴う経営縮小と家屋の処分を考えていた譲渡人との間で、意見 が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、申請受付時現在は所有地・借入地ともにありませんが、本申請に先立ちで 2,471 ㎡の 3 条による貸借権設定を申請しており 8 月 10 日の農業委員会において許可を得ております。また、本申請による取得予定農地 2,584 ㎡を合計すると 5,055 ㎡であり、下限面積を超えております。

取得後の営農計画としては、芋や南京、キュウリ等の野菜を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、5年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台を所有、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラック各1台を賃借しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。対象農地までの通作距離は自宅から約300m、徒歩で2分、また、隣接家屋をアトリエとして利用することから、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 330,000 円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢化により経営縮小を考えていたところ、経営規模 の拡大を考えており、申請地の隣接農地を耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請 に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で9,225.55 ㎡あり、この案件での取得予定が3,103 ㎡ですので、合わせて12,328.55 ㎡となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、現状と同じく水稲を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、40 年、農作業の従事日数は、250 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラックを各 1 台、草刈機を 3 台、農舎 100 ㎡を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約300m、徒歩でも数分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図:

権利等: 所有権移転 無償譲渡

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人・譲受人両名の農地の一部を工場用地として転用する計画があり、それに付随する3条の申請です。計画の詳細については、後ほど転用の説明の際に申し上げます。

転用に伴う分筆によって生じた残地の処置について、譲受人は継続して耕作する意向があり、かつ、減となった農地、が 627 ㎡、申請地の面積が合わせて 730 ㎡で同程度であったことから、実質的な農地の交換に近い形で、譲渡人から無償による譲渡を行うことに意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 7,880 ㎡で、この案件では 103 ㎡増加となることから、合わせて 7,983 ㎡となり下限面積を超えております。なお、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稲を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、46年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター2台、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラック各1台を所有しています。

また、現在と同様の水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、300m、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図:

権利等: 所有権移転 無償譲渡

申請地: 譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、先ほどと同様に、譲渡人・譲受人両名の農地の一部を工場用地 として転用する計画があり、それに付随する3条の申請です。

転用に伴い敷地境界を直線にしたことにより、譲受人所有農地が 20 ㎡減

となったため、分筆によって生じた残地のうち、譲渡人所有の 0.48 ㎡

と、次に説明する案件の 13 ㎡ を、実質的な農地の交換に近い形で、譲渡人から無償による譲渡を行うことに意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が8,629 ㎡、借入地が2,542 ㎡あり、この案件と次の案件では6.52 ㎡減となることから、合わせて11,164.48 ㎡となり下限面積を超えております。なお、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

また、取得後の営農計画としては、水稲を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、55年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、各1台を所有しています。

また、現在と同様の水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、200m、車で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-5

地 図:

権利等: 所有権移転 無償譲渡

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、先ほどと同様に、譲渡人・譲受人両名の農地の一部を工場用地 として転用する計画があり、それに付随する3条の申請です。

転用に伴い敷地境界を直線にしたことにより、譲受人所有農地が 20 ㎡減

となったため、分筆によって生じた残地のうち、譲渡人所有の 13 ㎡

と、先ほど説明した案件の 13 ㎡ を、実質的な農地の交換に近い形で、譲渡人から無償による譲渡を行うことに意見が合致し申請に至ったものです。

なお、譲受人の経営状況等は先ほどと同様ですので詳細は割愛いたしますが、経営面積、 効率利用、耕作見込み等について、要件を充足しております。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-6

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 4,000,000 円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営 規模の拡大を考えており、申請地の周辺で耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請 に至ったものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 17,250 ㎡あり、この案件での取得予定が 8,106 ㎡ ですので、合わせて 25,356 ㎡となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、柿・桃・ビワ等の果樹栽培を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、15年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、耕運機2台、スピードスプレーヤー1台、トラック2台を所有し

ています。また、現況と同様の果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いもの と考えます。

対象農地までの通作距離は、約 1.5km、車で 5 分程度であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は2件です。

議案第2号-1

地図・図面:

申請地:

地 種: 第3種農地

併用地: なし

申請者:

用途: その他業務用地/駐車場

施設の概要: 露天駐車場

申請事由: 駐車場

説明:【理由】 申請地は、昭和 48 年頃に土地所有者であった申請人の父が造成し、貸駐車場と して利用を始めました。

> 申請者は父から農地転用の許可を受けているとの話を聞いていたとのことで したが、改めて調査を行ったところ申請地が農地のままであることが発覚しまし た。

> 指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付 されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 昭和 48 年月日不詳

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水:南側水路を経由し西側水路へ放流、 汚水:なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-2

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

申請者:

用途: 住宅用地、農家住宅

施設の概要: 住宅 2 階建 2 棟 322.18 ㎡、倉庫 2 階建 1 棟 107.72 ㎡

申請事由: 宅地拡張、進入路用地

説明:【理由】 申請地は県道(旧道)の廃止に伴い進入路がなくなるため、平成18年頃より新

たな進入路として設置したもの、及びその際に合わせて宅地を拡張したものです。

本来であれば、農地法の規定に基づく許認可手続きを行うべきですが、その手 続きを行っておらず、今回、申請人の子が住宅を新築するということで調査した

ところ事態が発覚しました。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付 されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 18 年月日不詳

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水:溜桝を設置し南側暗渠水路へ放流、 汚水:公共下水へ接続

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、2件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は11件です。

議案第 3 号-1

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地、農家住宅

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 186.69 ㎡、物置平屋建 2 棟 42.94 ㎡

申請事由: 宅地拡張

説明:【理由】 譲受人は、現在夫と子ども 2 人の計 4 人で同居しています。子どもの成長に伴

い、車の台数が増え駐車場用地が必要となったことから、自宅周辺で候補地を探 していました。一方、申請地は所有者が町外に居住し管理に苦慮しており、両者

の意向が合致したため本申請に至ったものです。

【資金】 土地代 40 万円 造成費 20 万円、建築費 0 万円

自己資金 60 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 4 年 10 月 1 日 (許可後) ~令和 4 年 12 月 31 日

【造成】 盛土 なし 切土 H=0.5~0.6m コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水:北側側溝を経由し西側水路へ放流、 汚水:なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-2

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地: なし

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地、集合住宅その他

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 91.26 ㎡、住宅平屋建 1 棟 142.26 ㎡

申請事由: 特定建築条件付売買予定地

説明:【理由】 譲受人は に主たる事務所を置き、昭和 49 年に設立した不動産業を 営む法人です。

> 申請地区周辺は近隣に商業施設が充実しており、住宅化が進んでいるため、住 宅の需要が高く見込めるとのことから土地所有者と売買契約を整え転用申請に 及んだものです。

> なお、本申請事由である特定建築条件付売買予定地とは、以下の3つの要件を 満たす分譲住宅のことです。①土地の売買契約後一定期間内に土地購入者と建設 業者が建築請負契約を締結すること。②土地購入者と建設業者が一定期間内に建 築請負契約を締結しない場合は、売買契約が解除される。③農地転用事業者が土 地をすべて販売できないと判断したときは、販売できなかった土地に自ら住宅を 建設する。これらの条件を満たすことで、転用事業者が建物を建築せずに土地を 処分できるようになります。

【資金】 土地代 300 万円 造成費 620 万円、建築費 3,180 万円 自己資金 0万円、借入金 4,100万円

【期間】 令和 4 年 10 月 1 日(許可後)~令和 7 年 9 月 30 日 【造成】 盛土 H=0.1 切土 H=0.1~0.5m コンクリート擁壁 H=0.8、境界コンクリート $H=0.4\sim0.6$ m 雨水:北側側溝を経由し西側水路へ放流、汚水:合併浄化槽を設置 【排水】 【他法令許可】 公共財産使用許可 【水利】 【隣接同意】 議案第 3 号-3 地図・図面: 申請地: 地 種: 第2種農地 併用地: なし 譲渡人: 譲受人: 用途: その他の業務用地、再エネ発電設備 施設の概要: 太陽光パネル9基 164枚 423.65 ㎡、引込柱1本0.01 ㎡ 申請事由: 太陽光発電設備 説明:【理由】 譲受人は、 に主たる事務所を置き、令和3年に設立、再生 可能エネルギー発電事業を主に営む法人です。 が供給する再生可能エネル 同社は、小売電気事業者である ギー由来の電気が不足しているために、新たに設立した法人で、全国で太陽光発 電事業を実施しています。 不足する電気を賄うため綾川町内にて太陽光発電設備設置可能な土地を探し ていたところ、高齢による体調不良で農地の維持管理に苦慮している土地所有者 から相談があり、面積、日照時間等環境も整っていることから、両者の意向が合 致したため、申請に及んだものです。 【資金】 土地代 200 万円 造成費 150 万円、建築費 1,200 万円 自己資金 1,550 万円、借入金 0 万円 【期間】 許可後直ちに着工~着工後4カ月 【造成】 盛土 なし 切土 なし コンクリート擁壁 なし 【排水】 雨水:自然浸透、汚水:なし 【他法令許可】 該当なし 【水利】 【隣接同意】 議案第3号-4 地図・図面: 申請地: 地 種: 第2種農地 併用地:

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地、集団住宅その他

施設の概要: 住宅 2 階建 4 棟 69.56 ㎡/棟、住宅 2 階建 4 棟 77.84 ㎡/棟 合計 589.60 ㎡

申請事由: 分譲住宅

説明:【理由】 譲受人は、 に主たる事務所を置き、昭和 58 年に設立、不動産業及び建設

業を主に営む法人です。

申請地は から南東へ 400mほどの場所にあり、 までの距離も 1.2km ほどあることから、分譲住宅の問い合わせが多く、需要が十分見込まれる ため、所有者との売買契約を整え申請に至ったものです。

【資金】 土地代 800 万円 造成費 1,200 万円、建築費 7,200 万円 自己資金 9,200 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和4年10月4日(許可後)~令和7年9月9日

【造成】 盛土 H=0.43~1.56m 切土 なし コンクリート擁壁 H=0.8~3m

【排水】 雨水:溜桝を設置し北側水路へ放流、 汚水:合併浄化槽を設置

【他法令許可】 開発協議、町道、公共財産

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-5(6月農振除外)

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地: なし

譲渡人:

譲受人:

用途:

住宅用地、一般個人住宅

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 63.95 ㎡、カーポート 1 棟 28.12 ㎡、

ウッドデッキ 1 棟 11.02 ㎡、物置平屋建 1 棟 1.37 ㎡

申請事由: 分家住宅

説明:【理由】 申請人は、夫婦と子ども 1 人の計 3 人で借家に居住していますが、子どもの成長に伴い現在の住居では手狭になってきたことから、分家住宅の建築を計画し、

祖父の所有地の中で検討いたしました。

所有農地のうち白地は狭小なものばかりで宅地には適さなかったため、将来祖 父母の面倒を見る際の利便性を鑑み、所有地の中では最も農地の辺縁部に近く祖 父母の居宅にも近い、当該申請地を選定したものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 500万円、建築費 3,500万円

自己資金 0万円、借入金 4,000万円

【期間】 令和 4 年 10 月 1 日 (許可後) ~令和 5 年 5 月 31 日

【造成】 盛土 H=0.85m 切土 なし コンクリート擁壁 H=0.55~1.00m

【排水】 雨水:集水桝を設置し北側及び東側水路へ放流

汚水:合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第3号-6

地図・図面:

申請地:

地 種: 第1種農地

併用地: なし

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地、一般個人住宅

施設の概要: 住宅平屋建 1 棟 80.72 ㎡、カーポート 1 棟 18.66 ㎡

申請事由: 非農家の自己住宅

説明:【理由】 申請人は、両親と姉と子ども1人の計5人で実家に同居していますが、子ど もの成長に伴い、現在の住居では手狭になってきたことから、住宅の建築を計画 しました。実家からの距離や子どもが通う小学校までの距離を考慮し候補地を探 していたところ、農地を手放したいと考えている土地があるとの不動産情報を得 て条件が一致したため申請に至ったものです。

申請地は、昭和63年から平成3年に実施された、

の区域内の第1種農地ではありますが、譲渡人が住宅用地として非農用 地協議を整えていた土地で、農振農用地には該当しておりません。

実家から 1km ほど、小学校から 500m ほどの距離に位置し、『住宅その他申請 に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施 設で集落に接続して設置されるもの』という第1種農地の許可の例外規定に該当 することから許可相当と考えています。

【資金】 土地代 100 万円 造成費 100 万円、建築費 2,300 万円 自己資金 0万円、借入金 2,500万円

【期間】 令和4年11月1日(許可後)~令和5年5月31日

盛土 H=0.1 切土 なし 既存コンクリート擁壁 H=0.5m 【造成】

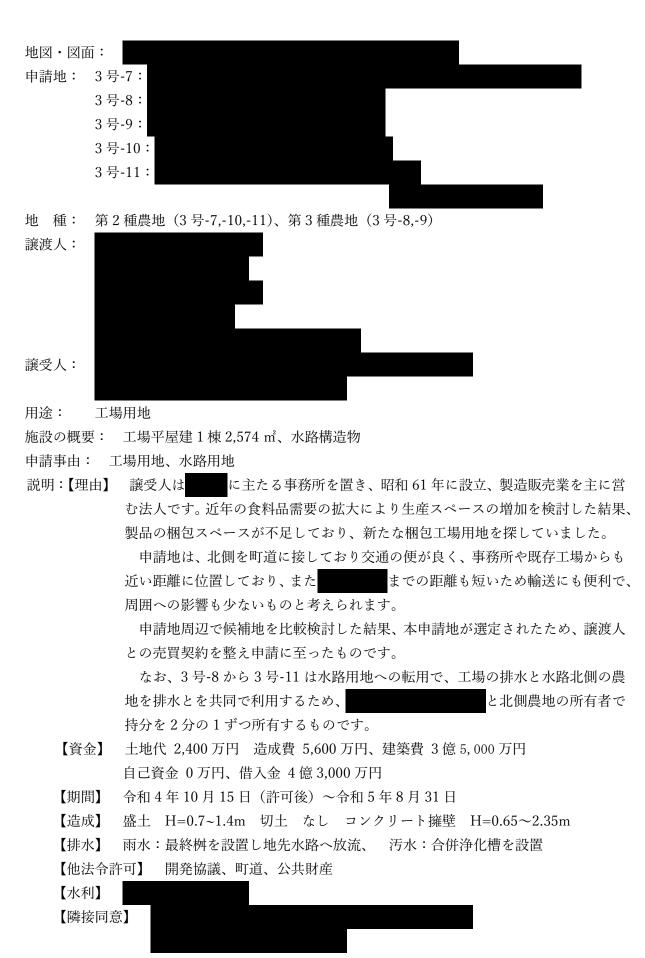
【排水】 雨水:溜桝を設置し東側水路へ放流、 汚水:合併浄化槽を設置

該当なし 【他法令許可】

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-7~3号-11



以上、11件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.8 をご覧ください。今月は更新契約1件です。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

相続人:

借受人:

借受人経営面積: 53,543 m²

利用目的: 水稲

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円期間: R4.9.3~R7.9.2(3 年間)

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号についてです。なお、案件第4号に井脇弘幸委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。

P.10~11 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

. . . .

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 198,700 m²

利用目的: 麦

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R4.9.1~R10.8.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井脇委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

続きまして、案件第7号に川西正廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第7号案件について、説明します。

P.12 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 80,452 m²

利用目的: 水稲·麦

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R4.9.1~R10.8.31 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第7号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第7号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.9~P.17 をご覧ください。

契約件数: 15件 合計 45,098 m²

新規契約: 1~3 番、5·6 番·10~16 番 12 件 38,766 ㎡ 更新契約: 8·9 番、17 番 3 件 6,332 ㎡

変更契約: なし

 貸付先としましては、1番を
 へ、2番を
 へ、3番を

 へ、5番を
 へ、6番を
 へ、8・9番を
 へ、10・11番を
 へ、12番を

 12番を
 へ、13番を
 へ、14番を
 へ、15・16番を

 へ、17番を
 へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第6号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明 致します。今月は、除外案件が3件です。

議案第6号-1(除外)

地図・図面:

申出区分: 農用地からの除外

申請地:

併用地:

除外前用途: 農地

除外後用途: 農家住宅の宅地拡張

土地所有者:

借 受 人: なし

農地区分: 2種農地

説明:

【施設の概要】 母屋・納屋(木造 2 階) 366.99 ㎡(既存)

カーポート 1 棟 45.39 ㎡ (既存) 合計 412.38 ㎡

【資金内訳】 申請に伴う計画はありません。

【変更を必要とする理由】

申請人が平成8年ごろ納屋を増築した際、申請地の一部を誤って敷地の一部として コンクリート基礎をし、さらに併用地と併せて納屋及び居宅を建設しました。以降、 そのままの状況が継続しているため、今回の申請に及びました。

本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な 手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、申請地及び併用地については、今後分筆、転用申請等を行う予定です。

【工事着工時期】 平成8年ごろ

【造成】 本申請による新たな工事はない

【排水】 雨水: 既設排水路を経由し東側水路へ放流

汚水:公共下水道へ接続

【利用率】敷地面積 680.11 m²、建築面積 412.38 m² 60.6% (≥30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との

及びの連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第6号-2(除外)

地図・図面:

申出区分: 農用地からの除外

申請地:

併用地: -

除外前用途: 農地

除外後用途: 分家住宅

土地所有者:

借 受 人:

農地区分: 2種農地

説明:

【施設の概要】 住宅二階建 1 棟 90.46 ㎡ (新規)

【変更を必要とする理由】

申請人夫婦は、子ども1人の計3人で借家に居住していますが、子どもの成長に伴

い現在の住居では手狭になってきたことから、分家住宅の建築を計画し、祖父の所有地の中で検討いたしました。

所有農地のうち、白地は狭小、不整形で宅地には適さないため、将来祖父母の面倒を見る際の利便性を鑑み、所有地の中では最も辺縁部で祖父母の居宅に隣接している 当該申請地を選定し、申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和4年12月 【供用開始時期】 令和5年5月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.30~0.40 m

境界壁設置、法面なし

【排水】 雨水:集水桝を設置し敷地西側水路へ放流

汚水:公共下水道へ接続

【利用率】敷地面積 369 m²、建築面積 90.46 m² 24.5% (≥22%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との

及びの連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第6号-3(除外)

地図・図面:

申出区分: 農用地からの除外

申請地:

併用地:

除外前用途: 農地

除外後用途: 重機·車両置場

土地所有者:

譲 受 人:

農地区分: 2種農地

説明:

【施設の概要】 倉庫 48 ㎡ (既存)

【資金内訳】 土地代8万円、造成費42万円、建築費0万円

合計 50 万円 〈内訳〉自己資金 50 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、主として一般土木建築工事業を営む法人です。申請地近隣に事務所を構 え、申請地の隣地に倉庫及び重機・車両の駐車場を保有しておりますが、事業の拡大 に伴い重機・車両の台数が増加し、現有駐車場では賄いきれなくなっております。

新たな駐車場用地を探していたところ、隣接農地の所有者が土地の処分を考えていたため、利便性も良いことから新たな駐車場整備を計画し、申請に至ったものです。

【工事着工時期】 令和4年12月 【供用開始時期】 令和5年1月

【造成】 盛土 なし、切土 H=0.7m

コンクリート擁壁 なし、法面勾配 1:1.2 (敷地北側)

【排水】 雨水:ため桝設置し既設水路を経由し南側水路へ放流

汚水:なし

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との

及び の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は18件です。

なお、案件 1~11 はすべて、機構を通じた利用権設定の解約で、基盤整備の仮地番附番に伴う 契約の結び直しによるものです。利作保障なし、賃貸人は 解約日は令和 4 年 7 月 31 日です。以降、賃貸人と申請地のみ申し上げます。

報告 1-1

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償 はありません。

報告 1-2

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償 はありません。

報告 1-3

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-4

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-5

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-6

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-7

賃貸人:

賃借人:

転貸人: 高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-8

賃貸人: 賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-9

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-10

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

報告 1-11

賃貸人:

賃借人:

転貸人:高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補償

はありません。

続いて、相対による利用権の解約についてご説明します。案件 12 から 14 については、同じ

く、基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約です。

報告 1-12

賃貸人:

賃借人:

申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補 償はありません。

報告 1-13

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補 償はありません。

報告 1-14

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年7月31日

説 明:基盤整備の仮地番附番に伴う契約の結び直しによる旧地番での利用権の解約で、離作補 償はありません。

報告 1-15

賃貸人: 賃借人:

申請地: 解約日:令和4年7月11日

説 明:耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。(7月委員会3条申請)

報告 1-16

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年8月1日

説 明:転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。(8月委員会5条申請)

報告 1-17

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年6月28日

説 明:転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。(8月委員会5条申請)

報告 1-18

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年8月5日

説 明:転用目的による利用権の解約で、離作補償はありません。(8月委員会5条申請)以上です。よろしくお願いします。

議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

滝川委員

基盤整備地区で多数の解約案件があるが、かなりの額の補助金返還が発生するのでは。

事務局

今回のケースでは、仮地番での契約が継続しますので、実際には補助金の返還はありません。解約分と継続契約分の間で相殺することとなります。

滝川委員

解約日が7月31日ですが、耕作の継続にあたり支障はありませんか。

事務局

仮地番での利用権設定を先月の委員会で承認頂いており、8月1日から開始となっています。期間が継続しておりますので、営農上の支障はありません。利用権の設定・解約を委員会にかけるタイミングが逆になりますので、分かりにくいですが、よろしくお願いします。

議長

他に質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第5号議案の案件第4号及び第7号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべ て終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第5回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3時20分 閉会